

参考資料

平成23年11月8日

総務省総合通信基盤局

**【大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方
に関する検討会の中間とりまとめ】**

第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方

2. 被災地や避難場所等における通信手段の確保・提供等

(2) 避難場所等における有効な通信手段の事前配備

- 災害時に、被災地等で早期に通信手段を確保するためには、発災後に必要な通信手段を提供するだけでなく、避難場所として想定される場所や重要拠点(自治体施設等)には、あらかじめ必要な通信手段を整備することも重要である。
- この点、今回の震災では、公衆電話、無線LAN、衛星端末等が有効な通信手段として機能したと考えられるため、衛星携帯電話の普及促進、衛星インターネットの高速・大容量化、防災拠点における一体的整備、国等による迅速な衛星端末等の貸与など、今後の整備及び活用の在り方について、引き続き検討を行うことが必要である。
- 特に公衆電話は、全数が災害時優先電話として扱われており、今回の震災において首都圏で生じた帰宅困難者の通信手段としても重要な役割を果たしたこと等を踏まえ、ユニバーサルサービス制度における第一種公衆電話の設置・維持の在り方について検討を行うことが必要である。

(略)

第6章 アクションプラン

1. 本検討会での検討を受けて各主体が今後速やかに取り組むべき事項

① 国・自治体を中心となり取り組むべき事項

【第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方】関係

(略)

- 災害時等における通信手段として重要な公衆電話について、ユニバーサルサービス制度における第一種公衆電話の設置・維持の在り方を検討

【東日本大震災における公衆電話の状況等】

東日本大震災における通信の被災・輻輳状況

固定通信

輻輳状況

■各社で、固定電話について、最大80%~90%の規制を実施。

<最大発信規制値>



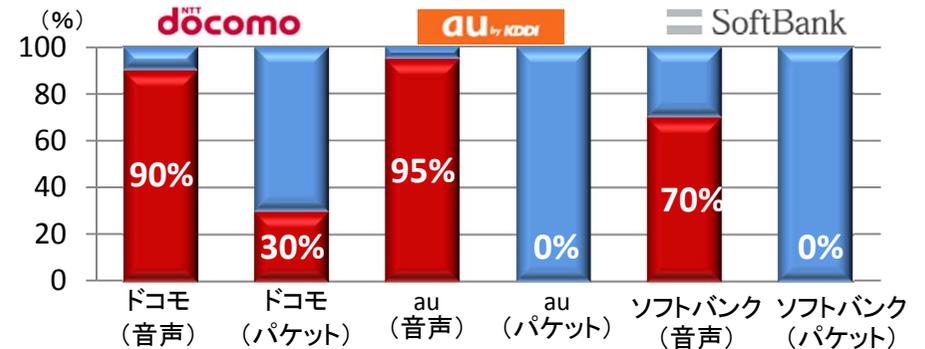
移動通信

輻輳状況

■各社で、音声では、最大70%~95%の規制を実施(※)。
 ■他方、パケットの規制は、非規制又は音声に比べ低い割合。

※イー・モバイルは音声・パケットとも規制を非実施

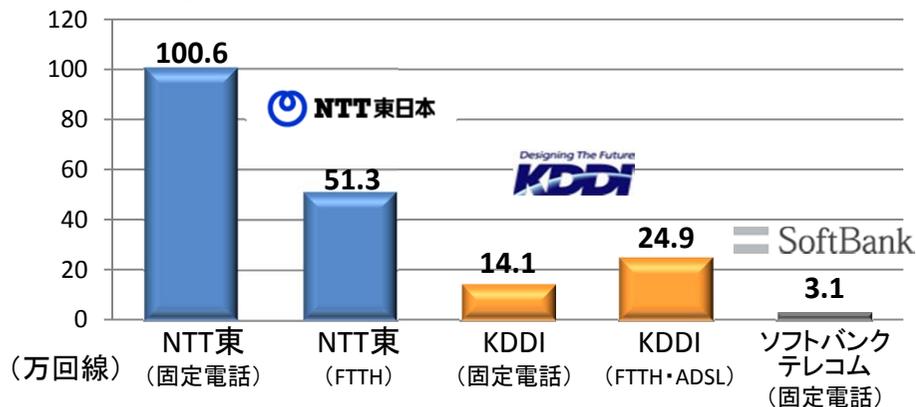
<最大発信規制値>



被災状況

■合計約190万回線の通信回線が被災。現在は99%以上復旧。
 ■NTT、KDDI、ソフトバンクテレコムは、一部エリアを除き、復旧済。

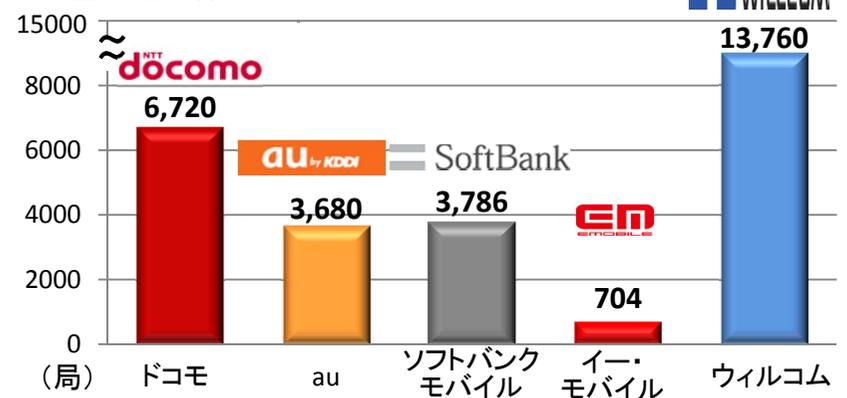
<最大被災回線数>



被災状況

■合計約2万9千局の基地局が停止。現在は95%以上復旧。
 ■イー・モバイルは、復旧済、NTT、KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコムは、一部エリアを除き復旧済。

<最大停止基地局数>

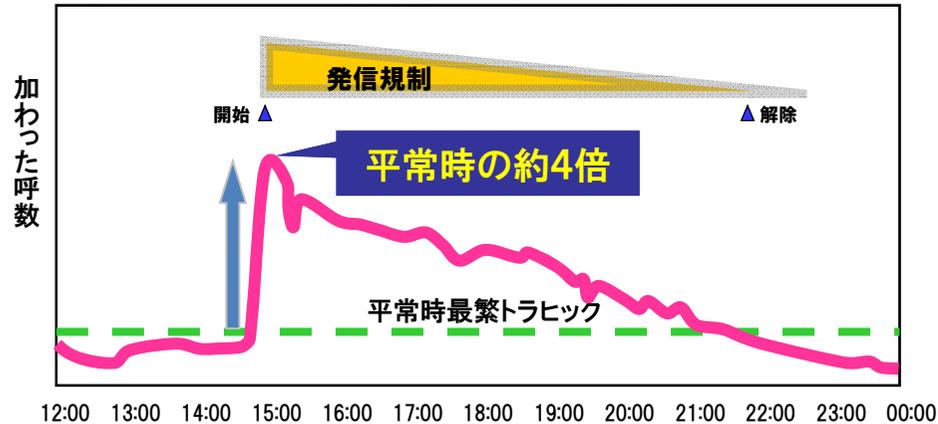


輻輳状況の例(NTT東日本)

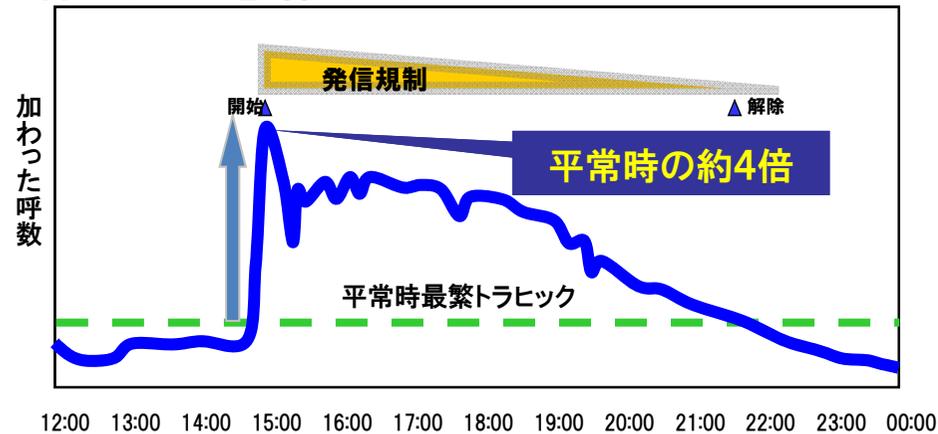
- 地震発生直後から、発信規制を実施し、被災地である東北エリア向けを中心に県単位で制御実施。
- その他エリア向けもトラヒック量に応じた制御を実施し、トラヒック量の減少に応じ都県単位で制御を解除。

東京都

全国からの電話トラヒック

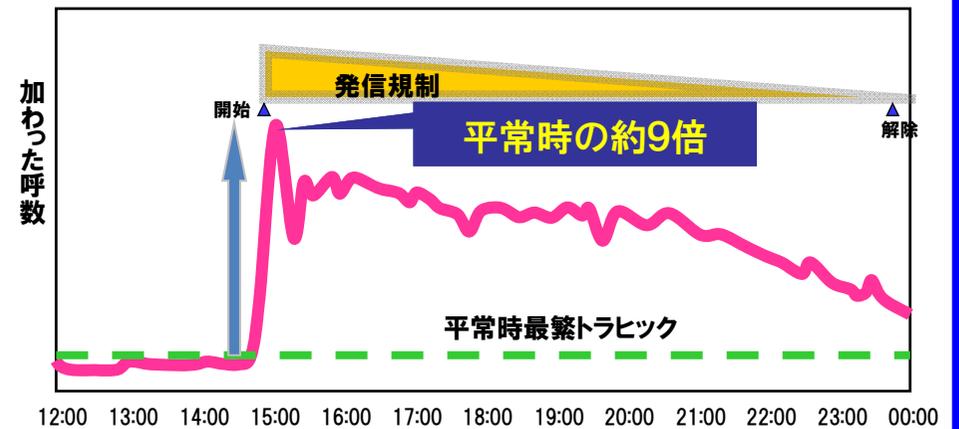


都内の電話トラヒック

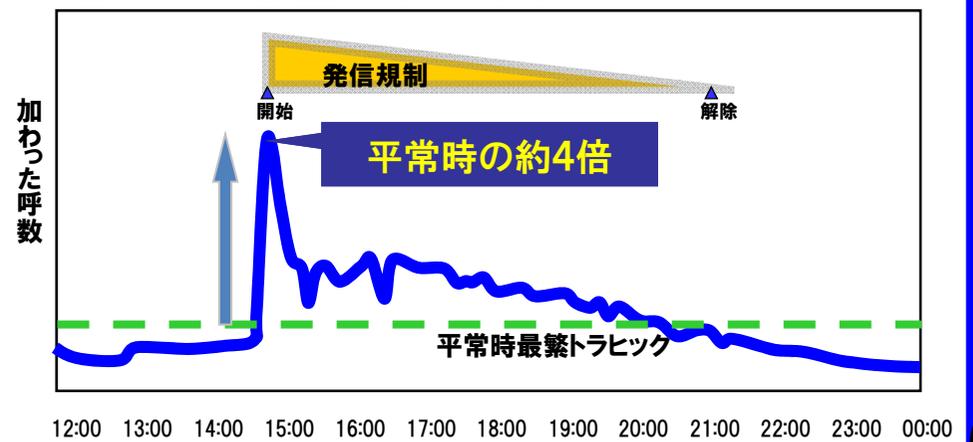


宮城県

全国からの電話トラヒック



県内の電話トラヒック



東日本大震災前後の公衆電話の利用状況

	通信回数	
	3/11の対前日比	3月の対前年同月比
東日本全域	約10倍 (50万→500万回)	約1.3倍 (1,650万→2,200万回)
首都圏	約15倍 (27万→400万回)	約1.4倍 (1,000万→1,400万回)
岩手・宮城・福島	約6倍 (5万→30万回)	約1.5倍 (160万→250万回)

注 国際通話を除く通信全ての回数

東日本大震災におけるNTT東日本による公衆電話の無料化の取組

都道県名	無料化の実施時期
① 岩手・宮城・福島	3 / 1 1 ● → 4 / 1 4
② 青森・秋田・山形・茨城	3 / 1 1 ● → 3 / 25
③ 北海道・栃木・群馬・千葉・埼玉・東京・神奈川・新潟・長野・山梨	3 / 1 1 ● → 3 / 1 8

東日本大震災における特設公衆電話の都道府県別設置状況

都道府県名	合計			
	設置箇所数		設置台数	
		延べ数		延べ数
青森	0	11	0	11
岩手	7	178	9	493
宮城	71	445	221	2,063
秋田	6	12	6	13
山形	6	38	8	63
福島	16	121	20	261
茨城	0	105	0	278
栃木	3	48	4	143
群馬	6	33	11	63
埼玉	4	37	20	153
千葉	7	37	16	75
東京	2	16	5	65
神奈川	0	20	0	105
新潟	6	81	11	109
山梨	2	5	6	16
長野	2	15	3	19
合計	138	1,202	340	3,930

注 H23年10月27日時点

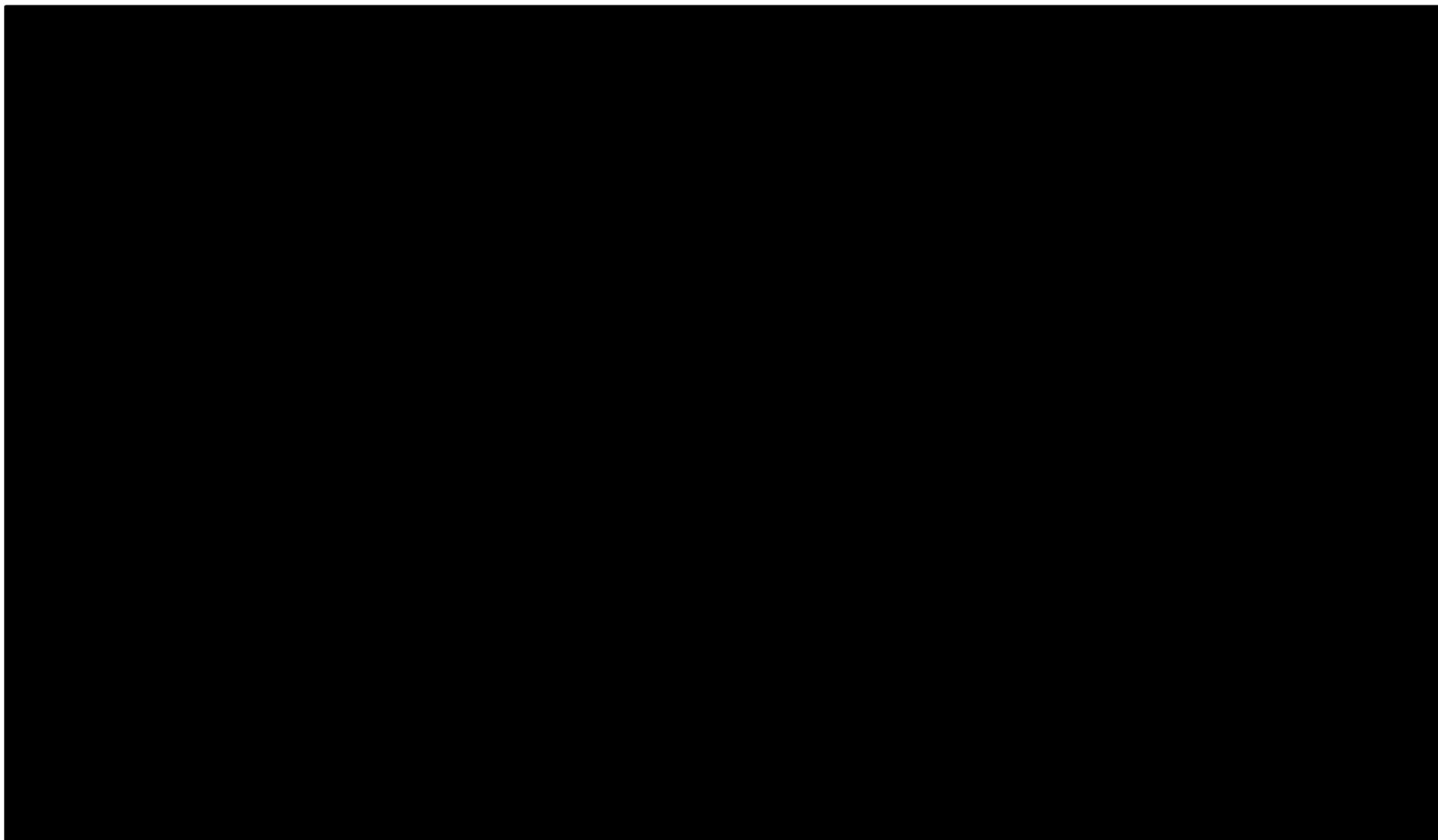
平成23年台風12号に係る特設公衆電話の設置状況

	期間	設置箇所数	設置台数
和歌山県	平成23年9月5日～ 10月31日時点	延べ19箇所	延べ99台
三重県	平成23年9月5日～ 10月31日時点	延べ8箇所	延べ14台
奈良県	平成23年9月5日～ 9月24日時点	延べ6箇所	延べ34台

注 設置箇所・台数はNTT西日本HP掲載情報より集計

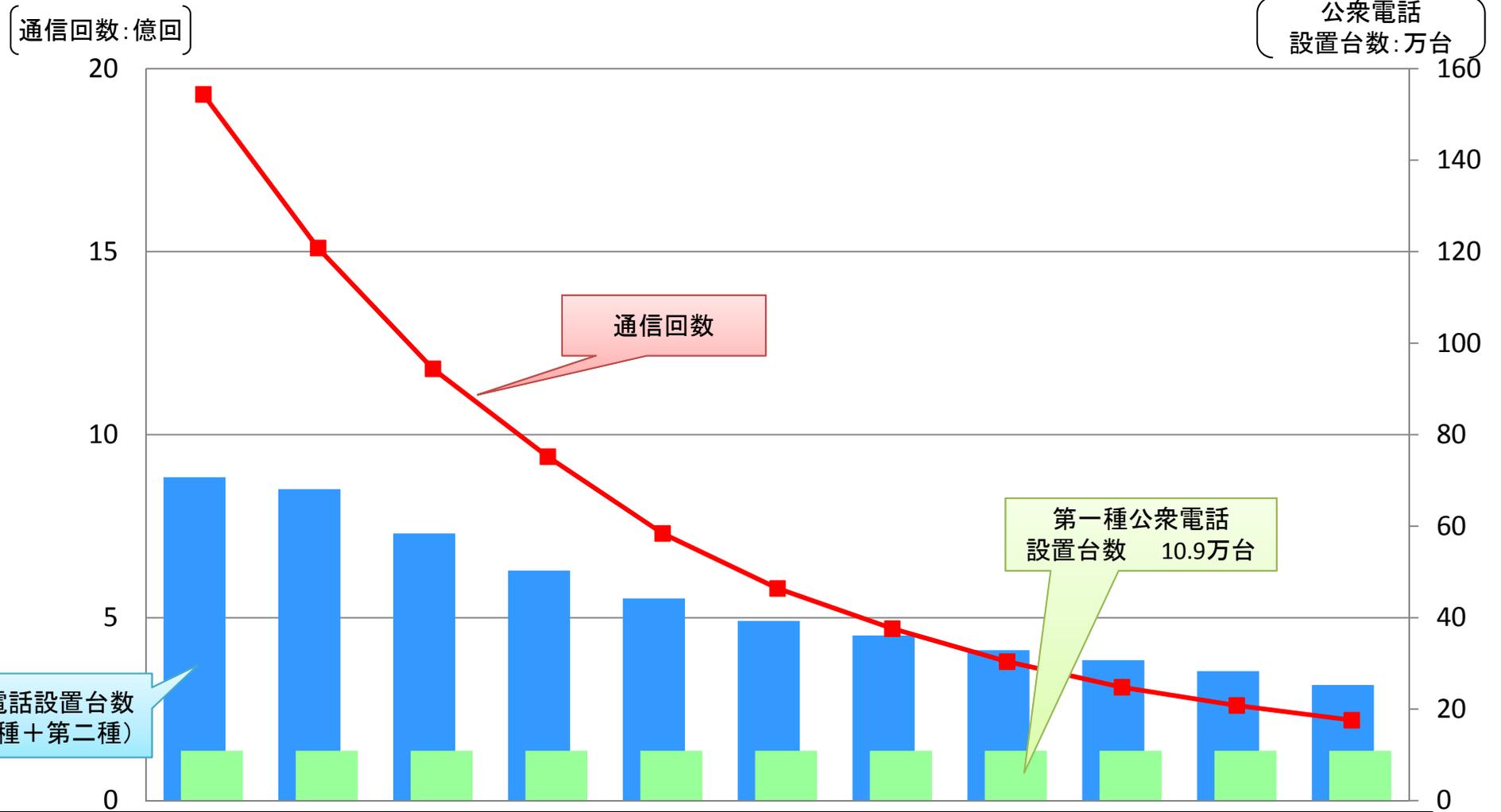
東日本大震災における公衆電話の被災状況

東日本大震災では、収容局の被災等により、使用できなくなった公衆電話があった。



【公衆電話の現状】

公衆電話通信回数及び設置台数の推移【NTT東西合計】



	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
公衆電話設置台数 (万台) (第一種+第二種) ※1	70.7	68.1	58.4	50.3	44.2	39.3	36.1	32.9	30.7	28.3	25.3
通信回数 (億回) ※2	19.3	15.1	11.8	9.4	7.3	5.8	4.7	3.8	3.1	2.6	2.2

※1 各年度末時点の設置台数
 ※2 市内・県内市外通信の回数。

NTT東西平成23年度事業計画(公衆電話関連部分抜粋)

	計画数	概要
NTT東日本	▲16千個	公衆電話については、戸外における最低限の通信手段の確保を図りつつ、低利用の公衆電話について見直しを進めることとする。また、車いす利用者用公衆電話ボックスの維持など、福祉サービスの提供に努める。
NTT西日本	▲14千個	公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段の観点から設置している公衆電話を維持しつつ、ご利用の少ない公衆電話の見直しを進めることとする。また、車いす利用者用公衆電話ボックスの継続的な維持など、福祉サービスの提供に努める。

NTT東西における公衆電話トラフィック(市内通話＋市外通話)の推移

1. 回数

(単位:千回)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
東日本	974,944	766,017	599,981	474,159	371,408	296,964	237,842	191,609	154,552	128,406	110,515
市内	816,355	643,881	505,343	399,892	314,104	251,665	202,323	163,424	132,077	110,012	94,625
市外	158,590	122,136	94,638	74,268	57,304	45,298	35,519	28,185	22,475	18,394	15,890
西日本	951,664	743,178	582,224	462,607	355,901	285,594	230,939	187,078	151,755	127,432	107,086
市内	783,246	616,510	484,612	385,709	298,031	240,367	195,254	158,948	129,470	109,027	91,834
市外	168,418	126,667	97,612	76,898	57,869	45,227	35,685	28,130	22,286	18,405	15,251
東西計	1,926,608	1,509,195	1,182,205	936,767	727,309	582,558	468,781	378,688	306,307	255,838	217,601
市内	1,599,601	1,260,391	989,955	785,601	612,135	492,032	397,577	322,373	261,546	219,039	186,460
市外	327,007	248,804	192,249	151,166	115,174	90,526	71,204	56,315	44,761	36,799	31,141

2. 時間

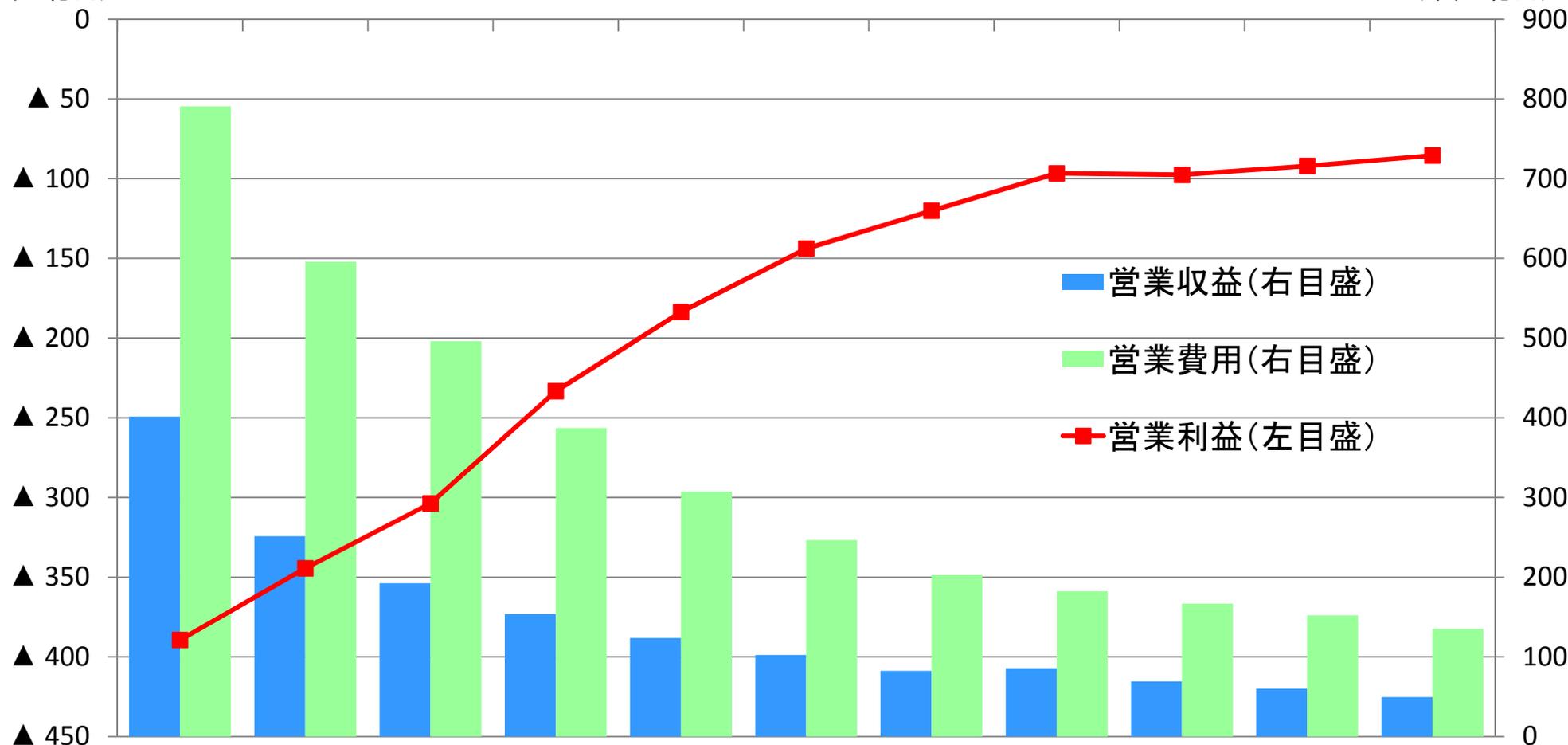
(単位:千時間)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
東日本	21,070	16,807	13,326	10,603	8,169	6,441	5,126	4,116	3,298	2,724	2,503
市内	16,500	13,226	10,507	8,358	6,436	5,070	4,042	3,251	2,606	2,156	1,977
市外	4,570	3,582	2,819	2,245	1,733	1,371	1,084	866	692	567	527
西日本	20,826	16,080	12,535	9,913	7,549	5,988	4,802	3,867	3,113	2,608	2,162
市内	15,933	12,340	9,638	7,621	5,812	4,631	3,727	3,018	2,439	2,048	1,701
市外	4,894	3,740	2,896	2,292	1,737	1,356	1,075	849	674	560	461
東西計	41,896	32,887	25,860	20,516	15,718	12,429	9,928	7,984	6,411	5,331	4,666
市内	32,432	25,566	20,145	15,979	12,248	9,701	7,769	6,269	5,045	4,204	3,678
市外	9,463	7,321	5,715	4,537	3,470	2,728	2,159	1,715	1,366	1,127	988

公衆電話収支の推移①【NTT東西合計】（公衆電話全体）

(単位:億円)

(単位:億円)



	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業収益	401	251	192	154	124	103	83	86	69	60	50
営業費用	791	596	496	387	307	246	203	182	167	152	135
営業利益	▲389	▲344	▲304	▲233	▲184	▲144	▲120	▲96	▲98	▲92	▲85

注1 指定電気通信役務損益明細表(H15以前は音声伝送役務損益明細表)(毎年6月末公表)より

注2 H19年度以降の営業収益には、別途ユニバーサルサービスに係る交付金及びテレカ前受金収入が計上される。(H19:31億円、H20:42億円、H21:55億円、H22:41億円)

注3 H19年度以降の営業費用には、別途ユニバーサルサービスに係る負担金及びテレカ引当金繰入額が計上される。(H19:8億円、H20:73億円、H21:102億円、H22:42億円)

公衆電話収支の推移②【NTT東西合計】

<第一種公衆電話(市内通信、離島特別通信、緊急通報)>

単位:百万円

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業収益	2,801	2,363	2,054	1,842	1,683	1,542
営業費用	7,397	6,351	6,271	6,069	5,935	5,391
営業利益	▲4,597	▲3,987	▲4,217	▲4,227	▲4,252	▲3,850

注 基礎的電気通信役務収支表(毎年8月末公表)より

<公衆電話全体>

単位:百万円

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業収益	40,136	25,144	19,244	15,374	12,363	10,253	8,252	11,670	11,116	11,503	9,058
営業費用	79,078	59,587	49,620	38,709	30,729	24,648	20,267	19,039	23,983	25,409	17,711
営業利益	▲38,942	▲34,443	▲30,376	▲23,335	▲18,366	▲14,395	▲12,014	▲7,368	▲12,866	▲13,905	▲8,653

注1 指定電気通信役務損益明細表(H15以前は音声伝送役務損益明細表)(毎年6月末公表)より

注2 H19年度以降の営業収益には、ユニバーサルサービスに係る交付金及びテレカ前受金収入を含む。(H19:31億円、H20:42億円、H21:55億円、H22:41億円)

注3 H19年度以降の営業費用には、ユニバーサルサービスに係る負担金及びテレカ引当金繰入額を含む。(H19:8億円、H20:73億円、H21:102億円、H22:42億円)

<参考:営業利益÷台数>

単位:千円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1台当たりの営業利益(円)	▲33	▲22	▲42	▲49	▲34

公衆電話利用額の分布(H22年度、全通信ベース)

	1,000円／月 未満	2,000円／月 未満	3,000円／月 未満	4,000円／月 未満	6,000円／月 未満	10,000円／月 未満	10,000円／月 以上	合計
NTT東西計								
第一種公衆 電話	35,697 <32.9%>	22,522 <20.7%>	15,611 <14.4%>	11,061 <10.2%>	12,012 <11.1%>	7,850 <7.2%>	3,902 <3.6%>	108,655 <100.0%>
(参考) H15年度 第 一種公衆電話	9,350 <8.6%>	12,800 <11.8%>	11,920 <11.0%>	10,040 <9.2%>	(5,000円／月 未満) 8,650 <8.0%>	28,260 <26.0%>	27,640 <25.4%>	108,655 <100.0%>
第二種公衆 電話								

注 < >内の数値は合計に占める構成比率。

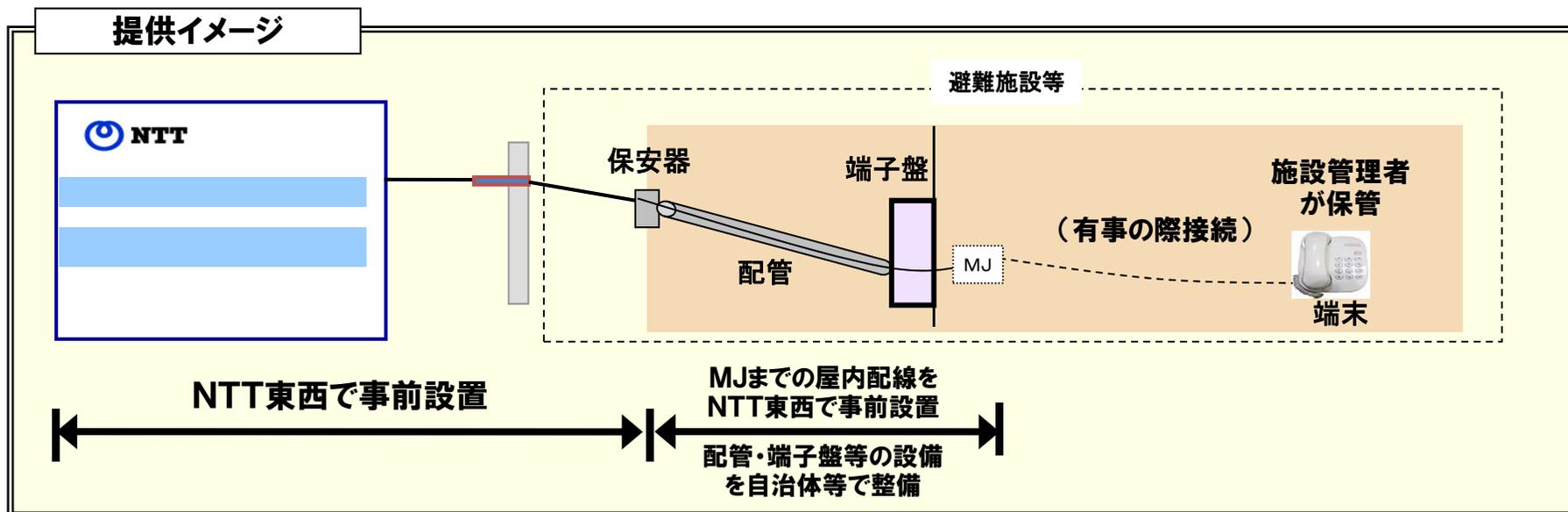
NTT東西による第一種公衆電話(市内通信)に係る経営効率化取組状況

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業費用の前年度比増減額【増減率】	NTT東	▲679百万円 【▲15.2%】	49百万円 【1.3%】	▲101百万円 【▲2.6%】	▲54百万円 【▲1.4%】	▲458百万円 【▲12.4%】
	NTT西	▲362百万円 【▲12.5%】	▲128百万円 【▲5.1%】	▲98百万円 【▲4.1%】	▲77百万円 【▲3.4%】	▲85百万円 【▲3.9%】
主な効率化施策	NTT東	・公衆電話機の保守及び減価償却に係る費用の減		・公衆電話機の保守等に係る費用の減		・公衆電話機等の保守等に係る費用の減
					・公衆電話機等に係る減価償却費の減	・公衆電話機等に係る減価償却費の減
		・テレホンカードの作成及び販売に係る費用の減			・テレホンカードの販売等に係る費用の減	・テレホンカードの販売等に係る費用の減
	NTT西		・料金回収に係る費用の減	・料金回収に係る費用の減		
		・公衆電話機の保守及び減価償却に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減
		・テレホンカードの作成及び販売に係る費用の減			・テレホンカードの販売等に係る費用の減	・テレホンカードの販売等に係る費用の減
		・料金回収に係る費用の減	・料金回収に係る費用の減			

注 平成18年度～22年度における「基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について」(NTT東西)より、第一種公衆電話の市内通信に関する箇所を抜粋

【特設公衆電話の取組】

避難所指定施設へのいわゆる特設公衆電話の事前配備についてのNTTの取組



概要	平常時には設置しないが、避難所開設等の場合には端末の接続により利用ができる設備を事前に配備
対象	自治体の管理する避難所指定施設（小中学校・公民館等）で自治体の了解の得られるもの
利用開始の契機	大規模災害等の発生により、「災害救助法」が発動された場合又はこれに準じた状況の場合で、避難所の開設により利用を開始

<事前配備の主な概要>

回線設備	モジュージャックまで事前設置し、電話機を接続により利用可能
端末	単体電話機
設置台数基準	1～5台（避難施設規模等による）
通話料	無料
通話規制等	災害時優先指定

(参考) 東日本大震災以前の実施件数

都道府県	箇所数	回線数
1都7県 (東京、山梨、岩手、 栃木、神奈川、茨城、 宮城、静岡)	3,056箇所	10,272回線

特設公衆電話の設置・維持費用

	金額	
	事前	事後
初期費用	1箇所1回線当たり約27,000円 (配管等に係る工事費は別途必要)	同左
維持費用	月額約1,500円／回線	設置後、同様の費用が発生

注 設備構成が加入電話と同様であることから、加入電話と同等の初期費用が発生すると仮定。

NTT東日本による都内セブンイレブン店舗への特設公衆電話等の設置

NTT東日本は、(株)セブン&アイ・ホールディングスと連携し、主に災害時の帰宅困難者向けの連絡手段として、東京都23区内の全セブンイレブン約1,200店舗に特設公衆電話等を設置する予定。

〈参考：NTT東日本HPより〉

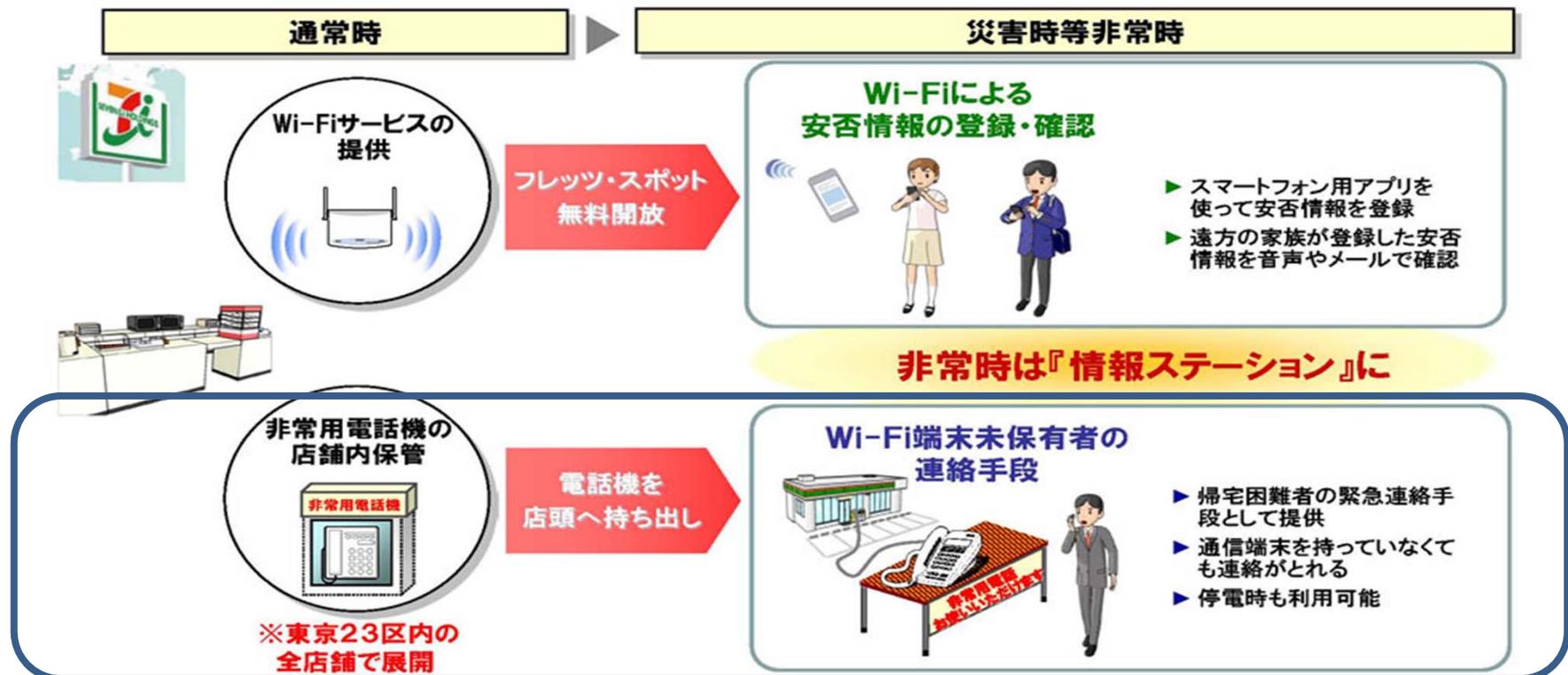
非常時に備えたセブンイレブン店舗の「情報ステーション」化

災害等の非常時に備え、東京23区内の全てのセブンイレブン店舗に、NTT東日本の非常用電話機(いわゆる特設公衆電話)を設置します。万一震災等が発生した際は、最寄のセブンイレブン店舗で、お客様が無料で安否確認等の緊急連絡をご利用いただけます。

また、セブンイレブンに導入されたフレッツ・スポットの無料開放と併せて、電話だけでなく無線ブロードバンド環境もご利用可能となり、セブンイレブン店舗がいざという時の「情報ステーション」としての役割を果たすこととなります。

【展開予定】

本年度内の展開開始を目途に、東京23区内の全セブンイレブン約1,200店舗に順次非常用電話機を設置します。



【設置場所の公開】

公衆電話の設置場所の公開

NTT東日本千葉支店では、公衆電話の設置場所をwebで公開

公衆電話設置場所/NTT東日本 千葉支店

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 履歴(S) ブックマーク(B) ツール(I) ヘルプ(H)

NTT東日本 千葉支店

インターネット | 電話 | 電話機・通信機器 | 電報 | お客さまサポート | 法人のお客さま

千葉支店トップ/公衆電話設置場所

公衆電話の設置場所を確認したいエリアを選択してください。【平成23年6月末現在】
NTT東日本千葉支店管内における屋外設置型公衆電話の設置場所を掲載しています。

停電時におけるご利用上の留意点

- 公衆電話機種(タイプ)によりご利用方法が異なります。
- 設置場所一覧の右側に記載されているタイプにてご確認ください。

<タイプ>

A : 受話器を上げて、硬貨を入れてからダイヤルしてください。
※ 停電時はテレホンカードのご利用が出来ません。

B : 受話器を上げてそのままダイヤルしてください。

(注) A/Bは上記AタイプとBタイプとも設置されている場所です。

市区町村名	市区町村名
旭市	袖ヶ浦市
我孫子市	館山市
安房郡	千葉市梅毛区
夷隅郡	千葉市中央区
いすみ市	千葉市花見川区
市川市	千葉市緑区
市原市	千葉市美浜区
印西市	千葉市若葉区
印旛郡	銚子市
浦安市	長生郡

クリックすると

※A/Bは両タイプ設置されております

設置場所	タイプ※
館山市	
館山市安東550	A
館山市伊戸1358-1	A
館山市稲370-1	A
館山市園280	B
館山市下真倉269	A
館山市館山1216	A
館山市館山215	A
館山市館山362	A
館山市館山702-1	B
館山市亀ヶ原681	A
館山市見物6-4	A
館山市高井1771	A
館山市国分455-1	A
館山市佐野239-7	B
館山市山本197-1	A
館山市洲宮37	A
館山市洲崎1331	A
館山市沼1567	A
館山市沼819	B
館山市沼967	B
館山市沼986-2	B
館山市上真倉2365	A
館山市上真倉2481	A
館山市神余2628	A
館山市神余4306	A
館山市神余924	A
館山市正木1203	A
館山市正木1291-1	B
館山市正木547	A
館山市正木580-1	A
館山市西川名849-1	B
館山市川名704	A
館山市船形1377	A
館山市船形1423	A
館山市船形1446	A
館山市船形227	B
館山市船形320	A
館山市相浜240-6	A
館山市大賀1220	A
館山市大賀130	A
館山市大賀456-1	A
館山市大戸191-9	B
館山市大神宮172-1	A
館山市長須賀19	B
館山市長須賀196	B
館山市長須賀346	A
館山市長須賀40	B

【災害等緊急時の公衆電話の利用】

公衆電話の機種別台数(H22年度末)

	デジタル公衆	アナログ公衆
カード／コイン併用	81,130	161,841
カード専用	5,396	4,408
合 計	86,526	166,249
	252,775	

注1 現在製造している公衆電話はデジタルのカード／コイン併用機のみ。

注2 コイン専用の公衆電話はなし。

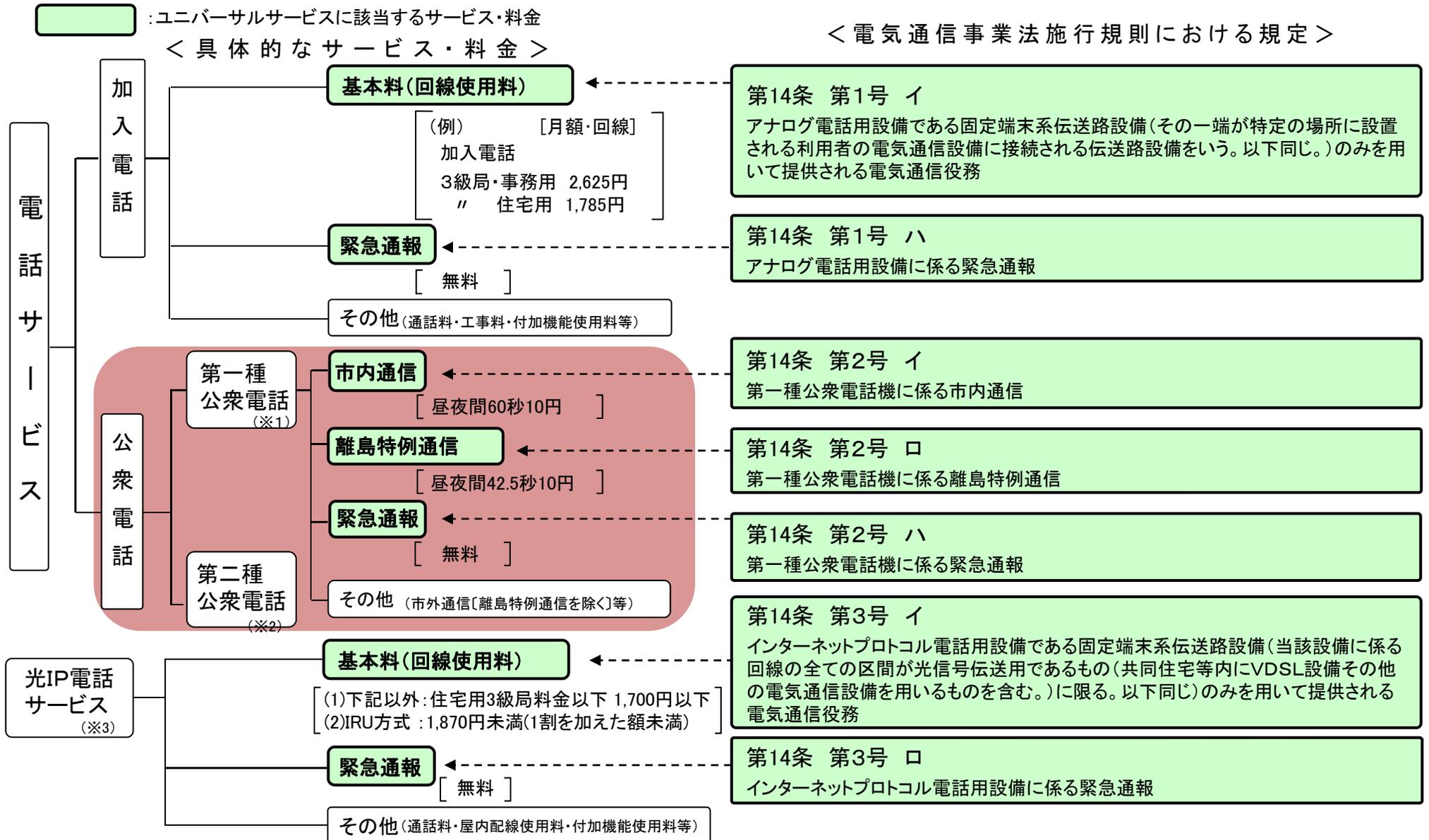
注3 停電時で無料化していない場合、カード専用機は使用不可。無料化時は、接続の子となる公衆電話のみ使用不可。

災害等緊急時の公衆電話の利用方法(機種別)

	デジタル公衆電話	アナログ公衆電話
		
緊急通報の利用方法	コインやカードは不要。受話器を上げ、そのまま110番等を押す。	コインやカードは不要。受話器を上げ、緊急通報ボタンを押した後、110番等を押す。
災害時優先電話の利用方法	通常どおり。	通常どおり。
停電時の利用方法	基本的に通常どおり。ただし、カードは使用不能。また、同一場所に複数台設置されている場合、停電時に稼働していない電話機もある。	基本的に通常どおり。ただし、カードは使用不能。
無料解放時の利用方法	コインやカードは不要。受話器を上げればそのまま使用可能。	コインやカードをいったん入れる。通話終了後、返却。

【ユニバーサルサービス制度】

ユニバーサルサービスの範囲



(注)加入電話の市内通話については、「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申(H17.10.25)により、全国的に競争状態が成立していることから対象外とされた。(H18.4.1改正省令施行)

(注)加入電話の離島特例通信については、第14条第1号ロにおいてユニバーサルサービスと規定されているが、附則によりユニバーサルサービス基金の補填対象外と整理されているため、記載を省略。

(※1)戸外における最低限の通信手段の確保のため、市街地には概ね500m四方、その他の地域には概ね1km四方に一台を基準に設置。(※2)公衆電話の利用が多く見込まれる場所に、利用の実態に応じて設置

(※3)加入電話を提供する事業者の光IP電話が対象。なお、補填については、当面はIRU地域が想定され当該地域は補助金等を受けている実態を踏まえると補填対象外とされた。

補填対象額／番号単価の推移

(単位:百万円)

	平成18年度認可分 ＜制度稼働初年度＞		平成19年度認可分 ＜制度稼働2年度目＞		平成20年度認可分 ＜制度稼働3年度目＞		平成21年度認可分 ＜制度稼働4年度目＞		平成22年度認可分 ＜制度稼働5年度目＞		平成23年度認可分 ＜制度稼働6年度目＞ 【申請中】	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H19.4から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H20.4から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H21.5から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H22.5から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H23.5から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H24.4から適用)
加入電話	12,012		9,243		13,787		14,493		10,953		7,081	
第一種 公衆電話	3,081		4,242		4,189		4,261		4,193		3,973	
緊急通報	85	7円／ 月・番号	76	6円／ 月・番号	64	8円／ 月・番号	60	8円／ 月・番号	49	7円／ 月・番号	53	5円／ 月・番号
合計	15,178		13,561		18,040		18,814		15,195		11,106	

【その他参考資料】

無料開放した公衆電話に係る料金の額(H22年度合計)

費目	金額
他事業者が料金設定している通信(県間、国際、携帯等)に係る他事業者への支払額 ※	■
(参考)NTT東日本が料金設定している通信(市内通信及び県内市外通信)に係る無料化額	

※ 当該通信に係る接続料としてNTT東日本の収入となる額: ■

東日本大震災発生時の公衆電話の通信量の比較

(参考)通信回数構成比の比較

(単位:万回)

	震災発生時 ※			平時 (H21年度)	
		①構成比	①－②		②構成比
通信回数	102	100%	—	12,841	100%
市内	72	71%	▲15%	11,001	86%
県内市外	30	29%	15%	1,839	14%

注 平成23年3月11日における震災発生時以降の通信回数(サンプル調査)

※ NTT東日本が提供する通信(公衆電話から発信し県内の固定電話に着信するもの)

東日本大震災における携帯電話・衛星携帯電話の無償貸出しについて

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル
自治体等への貸出し台数 (延べ数)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 約2,100台 ・衛星携帯電話 約900台 ・タブレット端末 約650台 (H23.10.24時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 1,290台 ・衛星携帯電話 48台 他 (H23.4.27時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 約11,000台 (H23.10.24時点)
うち避難所への設置台数	不明 (自治体の実際の用途は把握していない。)	不明 (自治体の実際の用途は把握していない。)	約5,000台 ※自治体等に貸し出した残り約6,000台の用途は把握していないため、約5,000台以外にも避難所で使用されている可能性もある。
通話料徴収の有無	無料	無料	無料
他社との特別な清算の有無	無し (通常通り請求、支払いを実施)	無し (通常通り請求、支払いを実施)	無し (通常通り請求、支払いを実施)

「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(抜粋)(NTT東西・2010.11.2発表)

- PSTNで提供している基本的なサービスについては、PSTNのマイグレーション後においても、IP網で提供を継続していく考え。
- ただし、お客様のご利用の減少が見込まれるサービスについては、お客様への十分な周知期間を取ったうえで、PSTNのマイグレーションや個々のサービスを提供する装置の寿命に合わせて提供を終了する考え。

【PSTNサービスの見直し】

<p>基本的なサービスは提供を継続</p> <p>〔仕様変更や端末取替が必要となる場合があります〕</p>	<p>基本的な音声サービスの他、 公衆電話、110(警察)、118(海上保安)、119(消防)、117(時報)、177(天気予報)、104(番号案内)、115(電報)ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエスト、迷惑電話おことわり、キャッチホン、ボイスワープ、ボイスワープセレクト、フリーアクセス、#ダイヤル、代表、ダイヤルイン 等</p>
<p>お客様のご利用の減少が見込まれるサービスは提供を終了※</p>	<p>INSネット、ビル電話、着信用電話、支店代行電話、有線放送電話接続電話、ピンク電話、短縮ダイヤル、キャッチホン・ディスプレイ、ナンバー・アナウンス、でんわばん、トーキー案内、発着信専用、ノーリング通信 等</p> <p>〔PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのもの キャッチホンⅡ、マジックボックス、ボイスボックス、ネーム・ディスプレイ、オフトーク通信、信号監視通信、ダイヤルQ²、接続通話サービス(コレクトコール等) 等</p>

※今後のお客様のご利用動向を踏まえ、必要に応じて、一部サービスでは代替サービスを提案・開発

公衆電話に関する最近の審議会答申①

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第二次答申(H14.2.13 電気通信審議会答申)

2 基礎的電気通信役務の対象範囲等

(3) 公衆電話の取扱い

(a) 公衆電話の意義

- ① 公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、基礎的電気通信役務の範囲に含まれるものであるが、近年における携帯電話の普及に伴い公衆電話が携帯電話に代替され、戸外における最低限の通信手段としての意義が乏しくなっているのではないかと指摘もある。
- ② しかしながら、災害時等における優先電話としての指定が一部に留まっている携帯電話と比較すると、公衆電話は全数が災害時等における優先電話として扱われており、また、公衆電話は、携帯電話のような個別の加入契約が不要であるため、必要の際には国民全てが利用可能であること等を考慮すると、依然として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として公衆電話を基礎的電気通信役務の範囲に含める意義があると考えられる。

(b) 基礎的電気通信役務の対象となる公衆電話の具体的範囲

- ① 上記(a)のとおり、公衆電話は基礎的電気通信役務の範囲に含まれるものであるが、その具体的範囲については、特に当該役務の提供に係るコスト算定の観点から、より具体化を図る必要がある。
- ② 意見募集等においては、現行の設置基準の是非について改めて精査することが必要との意見も一部存在するものの、基本的には現行の第一種公衆電話の設置基準を概ね相当とする意見が多かったことに鑑みれば、これに基づいて設置基準を省令で規定することが相当と考えられる。
- ③ また、公衆電話においては、加入電話の基本料及び端末機器の使用料金に相当する料金がなく、通話料により端末設備及び端末回線設備の費用が回収されているが、このうち、加入電話と同等の範囲として、市内通話料金及び離島特例通話料金により費用が回収されている部分を基礎的電気通信役務の範囲とすることが相当と考えられる。

(略)

公衆電話に関する最近の審議会答申②

ユニバーサルサービス基金制度の在り方(H17.10.25 情報通信審議会答申)

第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等

第4節 補填の対象となる具体的役務

1 補填の対象となる具体的役務

エ 公衆電話

(略)

- 3 平成17年2月に行われたヒアリング及び意見募集等においても、戸外での通話手段が携帯電話に移行し日常における利用が大幅に減少しつつあり、加えて慢性的赤字事業であることを考慮すると、現在基金による補填の対象とされている「第一種公衆電話機」の設置基準をより緩やかにすべきとする意見と、第一種公衆電話は、戸外において誰でも利用可能な通信手段であり、社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段としての役割を果たしており、依然、今後も広く国民生活に不可欠とする意見があった。
- 4 携帯電話等の普及によって戸外における通信手段が多様化し、公衆電話の「戸外における最低限の通信手段」としての位置づけが変化してきていることは事実である。しかしながら平成16年度末の加入者数からは、少なくとも6歳以上の国民のうち1/4は携帯電話を所有しておらず、これらの者にとっては公衆電話に代わる「戸外における最低限の通信手段」が見当たらない。したがって、当面、引き続き第一種公衆電話を「戸外における最低限の通信手段」と位置づけることが適当であり、これを基金による補填の対象とすべきである。
- 5 第一種公衆電話が戸外における最低限の通信手段であるためには、一定の移動可能圏内に一つは存在する必要がある。図表3のとおり第一種公衆電話機の数と主な公共的設備等の全国における数を比較すると、第一種公衆電話機の設置台数は一般信書便事業者に課される差出箱数とほぼ同じであり、その設置基準は高速道路における非常電話の設置基準とほぼ同じであることを勘案すると、現行基準は最低限の通信手段の設置基準としては、過剰とは言えないと考えられる。
- 6 他方、NTT東・西の実際費用の分析結果から明らかになったように、第一種公衆電話は全ての収容局において赤字であり、中には、月に数度しか使用されないため平均通話コストが1分当たり数千円という局も存在する。また、図表4から明らかなように、極端に利用額が少ない第一種公衆電話が多数存在する。今後、携帯電話の普及等によっては更に需要が減少する可能性があると思込まれる中、当該サービスの収支に係る赤字額の抑制を図ることが必要である。このため、第一種公衆電話について、まずは戸外における最低限の通信手段としての位置づけを維持しつつも、市場実態や社会的コンセンサスを踏まえた現実的な必要性の検証、収支構造の見直し等の赤字削減に向けた努力をNTT東・西に対して促していく必要があると考えられる。

公衆電話に関する最近の審議会答申③

ユニバーサルサービス制度の在り方について(H20.12.16 情報通信審議会答申)

第1節 ユニバーサルサービスの範囲

イ 公衆電話

(略)ヒアリングに参加した事業者・消費者団体等からは、屋外での代替通信手段が拡大したことを踏まえ、必要性を再検討すべきとの意見、反対に、小中学生、外国人など携帯電話をもたない人たちの通信手段の確保という観点からユニバーサルサービスの対象にすることが必要との意見、災害時優先電話としての機能を有する公衆電話は、依然として重要との意見等の提出があった。

平成20年2月に実施されたユニバーサルサービスに関するアンケート調査によると、(中略) 第一種公衆電話については設置台数の削減は望まれておらず、依然、緊急時・災害時の利用等に公衆電話が必要との意識が強いことがうかがえる。

また、(中略)公衆電話は全数が災害時等における優先電話として扱われており、(中略)基本料が不要であるため、必要の際には国民全てが利用可能であること等を考慮すると、依然として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の意義は失われてはいないと考えられる。

その一方で、公衆電話全体の設置台数は減少を続けており、利用したい場合に、街中で公衆電話を見つけにくい状況が見受けられるようになってきているとともに、各種プリペイドカードや電子マネーを利用できる屋外サービスの多様化が進む中、公衆電話で利用できるのは硬貨とテレホンカードに限られるなど、使い易さは以前に比べ相対的に低下しつつある。(中略)

以上のことから、(中略)戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の役割が従前に比べ低下してきていることは否定できないところである。しかし、携帯電話の不感地域がまだ残されているとともに、外出先で携帯電話等を手軽に借りることができる状況にはないなど、公衆電話の役割を完全に代替できる戸外の通信手段は、携帯電話を含め、いまだ登場してきていないと判断されるところである。さらに、(中略) 利用者の意識として、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすることが必要との声の大きいことを鑑みると、少なくとも現時点においては、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの補てんの対象から外すことは適切ではない。

なお、今後、携帯電話の普及等が一層進展し、かつ、屋外での必要に応じた利用が可能となるなど、公衆電話に完全に代替する戸外の通信手段が登場する場合には、公衆電話の維持・負担の在り方については、例えば、地域やコミュニティによる負担で維持する方法も含め、ユニバーサルサービスの対象とすることの可否を検討することが必要である。

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について(H22.12.14 情報通信審議会答申)

第5節 メタルから光への移行に伴う公衆電話の扱い

イ 公衆電話の役割の変化を踏まえた検討の在り方

公衆電話のうち第一種公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものとして、ユニバーサルサービスの対象となっている。第一種公衆電話については、平成20年と、平成22年に総務省が実施したアンケート調査によれば、引き続き、これをユニバーサルサービスとする意見が多い状況にあるが、携帯電話の普及とともに、その役割は変化していると考えられる。

このため、公衆電話の役割の変化を踏まえ、また、IP化に対応した公衆電話がどのような形で提供されるのかも見極めつつ、さらに、携帯電話等を有しない利用者にとって、公衆電話が社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段であることも十分踏まえながら、現在の公衆電話の設置基準や補填対象額の算定方式が、こうした変化等に合致するかどうか検証していく必要があると考えられる。

公衆電話の各国比較

	アメリカ	イギリス	フランス	イタリア	オーストラリア	韓国	日本
設置数 ^(※1)	47.5万台	6.3万台	13.5万台	10.7万台	3.5万台	9.7万台	10.9万台 ^{※2}
人口千人当たり	1.5台	1台	2.2台	1.8台	1.6台	2台	0.9台
設置数の傾向	減少傾向 2000年 206万 2005年 122万	減少傾向 2001年 9.4万	減少傾向	減少傾向 2000年 約30万 2006年 約20万	減少傾向 2005年 6.2万	減少傾向 1999年 約56万 2005年 26.8万	10.9万は維持
緊急通報の扱い	○	○	○	○	○	○	○
災害時優先電話の扱い	×	×	×	×	×	×	○
ユニバーサルサービス	対象外	対象 (基金を稼働していない)	対象	対象	対象	対象	対象
補填の仕組み	—	—	収入費用方式 コミュニティ内の設置基準台数と実際の設置台数が一致する場合のみ純費用を補填。 (基準よりも実際の設置台数が多い場合、採算地域とみなされる)	収入費用方式 ・設置基準により定められた最少台数のみが補填対象。 ・同一の位置に複数台設置されている場合、最小台数以外は補填対象から除外する。	収入費用方式 ※国費によって補填	収入費用方式 費用が収入の130%を超える部分を純費用とみなし、その一部分が基金による補填対象となる。	収入費用方式 全国の提供コストと収益の差額を補填する。
補填額 ^(※3、4)	—	—	18.2億円	10.3億円	11.7億円	38.5億円	41.9億円

※1 公衆電話設置数は、アメリカ・オーストラリアは2010年、韓国は2009年、その他の国は2011年の数値。

※2 設置が義務付けられている第1種公衆電話の数。

※3 換算レートは、1ユーロ＝112円(2011年)、1オーストラリアドル＝84.4円(2011年)、1ウォン＝0.076円(2009年)、。

※4 補填額は、フランス(2005年度)、イタリア(2003年度)、オーストラリア(2010年度)、韓国(2005年度)、日本(2010年度)の数値。